第４回淀川河川敷十三エリア魅力向上協議会　議事要旨

日　時：令和５年３月29日（水）10:00～12:00

出席者：別添の「出席者一覧」のとおり

要旨：

1. 開会
2. 淀川区長あいさつ、事務局説明

（淀川区長）

* 令和４年８月９日に淀川河川敷十三エリアが、国のかわまちづくり計画に登録された。
* また、本件エリアからほど近い、旧淀川区役所跡地においては、工事の安全祈願祭が令和４年９月28日に執り行われ、令和６年４月には西側敷地に学校が開校、令和８年６月には東側敷地に図書館や集合住宅、商業施設等の複合施設の供用が開始される予定となっている。
* さらに、新大阪駅周辺地域については、リニア中央新幹線や北陸新幹線の全線開業を見据え、令和４年10月28日に国土交通省から「都市再生緊急整備地域」に指定された。今後、新大阪駅へつなぐサブ拠点として、十三駅エリアも指定地域に拡大される予定となっている。
* このように、本件エリアについては、周辺地域も含め、着実に開発が進められているところではあるが、本日は、淀川河川敷において新たな賑わい創出を図るため、これまでの２回にわたるマーケットサウンディングの結果を踏まえ、進出いただく事業者への公募条件や、今後のスケジュール等について、事務局より説明させていただき、構成員の皆様方から忌憚のないご意見をお伺いさせていただきたいと考えている。

（淀川区役所政策企画課）

　＜令和４年度の経過報告＞

（かわまちづくり計画への登録）

* 令和４年８月９日、本件エリアにおいて、「淀川河川敷十三エリアかわまちづくり計画」が国の支援制度に登録された。

（追加マーケットサウンディング実施結果）

* 令和４年１月に実施したマーケットサウンディングに加えて、令和４年12月に追加のマーケットサウンディングを４つの事業者に実施した。（１）堤防裏のり面における盛土の東側180mの必要性について、（２）船着場の竣工時期について、（３）駐車場・駐輪場の整備について、事業者より意見を伺った。
* 事業者からは、盛土の東側180mの必要性については、「ソフト面を充実させながら、少しずつハード面を整えていくという観点で捉えているので、将来的に拡張していくうえではあったほうが望ましい。将来的に整備できるのであれば、今でなくてもよい。」、また、「面積が広いほど収益は上がるので、東側180m部分も工事していただきたい。」という意見をいただいた。また、船着場の竣工時期については、「具体的な利用計画は未定ではあるが、事業開始時点で使用可能な状態が望ましい。」、また、「事業開始前にオペレーションの練習や運行のチェックが必要のため、１年間か少なくとも半年は準備期間をもらえるように竣工していただきたい。」という意見をいただいた。駐車場・駐輪場の整備については、「収益・アクセス・路上駐車対策の観点から必要と考えている。」また、「駐車場については重要視していないが、駐輪場は必要と考えている。」という意見をいただいた。

（ハード施策の進捗状況）

* ハード施策の進捗状況については、堤防裏のり面の盛土工事（西側80m部分）は、令和４年11月に着工し、令和５年６月中に竣工予定である。また、船着場工事については、令和４年９月に着工し、令和６年度末に竣工予定である。多目的空間（河川公園）の整備については、芝生化工事は令和２年12月に着工し、令和３年３月に竣工している。通路舗装工事については、着工時期は未定であるが、令和６年度末に竣工予定である。

＜公募条件について＞

（事業提案を求める内容）

* 本件エリアの立地特性を最大限に活かし、来場者が快適に過ごし、安心して利用できるよう空間形成・動線に関する工夫やイベント等のにぎわい創出など、民間事業者の柔軟かつ優れたアイデア・企画力を発揮いただき、ハード事業、ソフト事業、舟運事業、管理運営事業をすべて一体的に実施する事業予定者を募集する。

（契約等に関する事項）

* 準則第22に基づく「都市・地域再生等利用区域」の指定（いわゆる河川空間のオープン化）は、事業予定者の選定後に淀川河川敷十三エリア魅力向上協議会の合意と大阪市長からの要望を受けて行われる予定である。
* 「都市・地域再生等利用区域」の指定がされた後、大阪市と事業予定者の間で「大阪市淀川区淀川河川敷十三エリア整備・運営事業協定書」と「占用区域の使用に係る契約書」を締結するものとする。

（実施期間）

* 本事業の実施期間は提案事項とする。提案の上限は20年間とするが、具体的には準則第24により河川法第24条に基づく許可期間の上限（10年間）を超えない許可期間を協定で定め、許可期間満了後の許可更新に応じて、大阪市と事業予定者で協議のうえ協定の実施期間を延長するものとする。
* 占用区域使用契約の契約期間は、上述の実施期間内とする。

（マーケットサウンディングを踏まえた公募条件の整理）

* 前回のマーケットサウンディング結果から見える課題としては、堤防裏のり面における店舗等（建物）の設置条件の整理、堤防裏のり面及び多目的空間（河川公園）　のインフラ整備が挙げられていた。これらの課題について、公募条件においては、「堤防裏のり面の盛土部分については、荷重10kN/㎡以内の店舗等（建物）であれば建築可能。なお、提案された建物の設置可否については、河川が増水した場合の具体の安全対策の確認を経てから判断される。出水時には撤去していただく可能性があるため、出水時の撤去計画の策定が必要。」、「必要なインフラ設備（上下水道・電気・ガスなど）については、各インフラ事業者との協議も含め事業予定者が自ら行うこととする。」と示す予定である。
* 今回のマーケットサウンディング結果から見える課題としては、堤防裏のり面の盛土部分の使用可能範囲、船着場の竣工時期、駐車場・駐輪場の整備の可否が挙げられていた。これらの課題について、公募条件においては、「堤防裏のり面上の盛土部分は、幅約７ｍ、長さ　　約80ｍ で令和５年６月中に完成予定。当該箇所から東方向への盛土工事（約180m）については未定のため、この箇所を活用した提案をしようとするときは、この箇所を活用しない提案もあわせて行うこと。」、 「現時点では十三船着場は令和６年度末に竣工予定。」、「事業対象区域内においては、動線や事故防止の観点から駐車場及び駐輪場の整備は予定していない。準則第22第３項各号に掲げる施設で、準則第８から第11までの基準に適合するものの設置を検討すること。」と示す予定である。

（事業スキーム）

* 大阪市長が河川管理者である国土交通大臣に対し、占用区域について河川法による占用許可申請を行い、占用許可を受ける。
* 大阪市長と事業予定者は事業協定および占用区域使用契約を締結し、事業予定者は、大阪市長が大阪府知事に支払う河川法による占用料と同額の使用料を大阪市長に支払う。
* 事業予定者が淀川河川公園を占用して事業を実施する際は、都市公園法による占用料を公園管理者である国土交通大臣に支払う。大阪市長は淀川河川公園を占用しない。

（淀川河川敷十三エリア魅力向上協議会の役割）

* 事業予定者は、協定締結後速やかに、「事業計画書」を大阪市長に提出し、その承諾を得なければならないが、大阪市長が承諾をする際に、淀川河川敷十三エリア魅力向上協議会に報告し、承認を得るものとする。社会環境・情勢等の変化及び行政協議・関係者調整により、公共公益上の観点からやむを得ず「事業計画書」を変更する必要がある場合も同様とする。
* 事業予定者は「事業報告書」を大阪市の会計年度毎に毎年度作成し、毎年度終了後20日以内に提出するものとする。「事業報告書」が提出された場合は、淀川河川敷十三エリア魅力向上協議会に報告し、その承認を得るものとする。
* 事業予定者は、大阪市長又は淀川河川敷十三エリア魅力向上協議会から事業報告の内容について意見等を付された場合又は必要な資料の提出等を求められた場合は、誠意をもって対応するものとする。

＜「都市・地域再生等利用区域」の指定（いわゆる河川空間のオープン化）について＞

* 事業者決定後、河川管理者に準則第22第５項に基づき、　「都市・地域再生等利用区域」指定の要望を、淀川河川敷十三エリア魅力向上協議会に占用方針等の内容の合意を得てから、大阪市長が河川管理者に行うこととする。
* 占用者は大阪市長とする。都市・地域再生等利用区域は、資料の11ページ図の緑ハッチ部分を最大限エリアとして事業者決定後に決定する。オープン化の対象とする占用施設は、河川敷地占用許可準則（以下、準則とする。）第22第３項各号に掲げる施設とし、準則第８から第11までの基準に適合するものとする。具体的には、第8「治水上又は利水上の基準」、第9「他の者の利用との調整等についての基準」、第10「河川整備計画等との調整についての基準」、第11「土地利用状況、景観及び環境との調整についての基準」である。
1. 意見交換

（嘉名教授）※ 欠席のため淀川区役所政策企画課より紹介。

* 資料の内容については特にコメントはない。
* 今後の進め方については、淀川河川敷十三エリア魅力向上協議会で議論すべきことや淀川河川敷十三エリア魅力向上協議会の役割をあらためて確認していただきたい。年に一度、事後報告的に開催することで、十三エリアの水辺の活性化、魅力づくりに資する意見交換が十分であるとは思えない。本当にこのような進め方でいいのか、という問いかけをさせていただきたい。

（淀川区商店会連盟）※ 欠席のため淀川区役所政策企画課より紹介。

* まだ先のことだが、なにわ筋線が十三駅まで伸びてくるという話がある。それによって、十三駅周辺の人の流れがどう変わっていくのか関心を持っている。
* 前回も意見したと思うが、淀川河川敷沿いの道路は信号が少なく、車も速度を上げて走っているので、このエリアの利用者が増えたときの安全対策には留意してほしい。

（淀川河川事務所）

* 本件エリアについては、かわまちづくり計画に登録され、支援する体制が整った。
* 船着場についても、万博会場へ船で向かう際の玄関口になるように準備を進めている。淀川河川事務所としては船着場の整備を行っているところである。近畿運輸局からは舟運事業者への働きかけも行っている。
* 堤防裏のり面の盛土工事については６月の竣工に向けて進めている。

（淀川区十三地域活動協議会）

* 準則第22の条件がどういうものか分からない。
* 駐車場整備の予定はないとのことであるが、そうなると地域で違法駐車の問題が出てくると思う。
* 昼間だけでなく夜間の安全についても考えてもらいたい。
* トイレの整備についても考えてもらいたい。
* 事業計画書及び事業報告書の内容について、淀川河川敷十三エリア魅力向上協議会は意見を出せる立場であるのか。

（淀川区十三連合振興町会）

* 十三駅から本件エリアへの動線については考えているのか。車椅子の人への配慮はあるのか。
* 堤防裏のり面の東側180m部分についての工事は未定とのことであるが、是非この部分についても工事をしていただきたい。
* 船着場の東側について、掘っ立て小屋を建てて生活している人がいるが、これについてはどうするつもりであるのか。

（大阪商工会議所）

* かわとまちをつなぐ上で賑わい拠点づくりは非常に重要であると考えている。マーケットサウンディングの結果を踏まえて、よりよいものをつくってほしい。また、地元の声も反映しながら進めてほしい。

（淀川河川公園管理センター）

* 資料の９ページの中で、公園の区域については、淀川河川敷十三エリア魅力向上協議会が認定する事業者が占用するとの説明があったかと思うが、事業者と国営公園の運営管理者が共同運営することになるのか。国営公園の運営管理者は手を離れて事業者に任せることになるのか。
* 淀川河川敷十三エリア魅力向上協議会が認定する事業者以外が船着場を利用しようとするときに、使用許可等を出すのは国になるのか。また、淀川河川敷十三エリア魅力向上協議会が認定する事業者以外でも舟運事業に参加できるのか。
* 本件エリアについて、駐車場の整備はアクセスの観点から難しいと考えている。そのため、駐車場のある淀川河川敷西中島エリアから本件エリアまで、河川区域内で簡易に移動できる手段があればよいと思う。

（阪急電鉄株式会社）

* 地域の方から、十三駅から本件エリアへの動線について懸念があるとのことであったが、本件エリアが本格始動となるとき、グループ会社が開発する旧淀川区役所跡地は建築工事中であるため、十分安全を確保したうえで進めてもらうとともに、電鉄としても大阪市と調整のうえ、できる範囲で協力していきたい。
* PR活動が重要になると考える。例えば鉄道広告等、協力できるところがあれば関係者と連携して進めていきたいと考えている。

（近畿地方整備局河川部）

* 本件エリアのかわまちづくり計画には非常に注目している。できることは協力していきたい。

（近畿地方整備局建政部）

* 淀川河川公園の正式名称には「国営」はつかないため、留意されたい。

（大阪都市計画局）

* 大阪都市計画局では、令和４年末に大阪全体のまちづくりの方向性を示す「大阪のまちづくりグランドデザイン」を策定し、世界で存在感を発揮するためのエリアとして、十三を含めた新大阪・梅田付近を位置づけさせていただいたところであり、国際的なまちづくりが期待されるエリアであると考えている。
* 加えて、十三には淀川も流れており、大阪でも貴重な自然のある空間と国際的な拠点が交わるエリアになると考えている。淀川沿川の他の地域でもかわまちづくりに向けた取り組みが進められているが、十三はそのモデル的な地区になると思う。
* 本件エリアは自転車で通行する方も多いと思うので、安全対策が重要になってくると思う。

（計画調整局）

* 新大阪駅周辺は都市再生緊急整備地域に指定されたが、新大阪駅周辺のまちづくりのためには、民間企業による開発の機運醸成も重要になってくる。十三駅周辺についても、令和５年度の事業者募集を契機に盛り上がってくることを期待する。

（水都大阪コンソーシアム）

* 船着場から万博会場への航路が開拓できれば非常に望ましい。また、万博会場へだけではなく、淀川の縦軸に航路をつないでいきたい。淀川大堰閘門ができれば大阪市内の水の回廊ともつながり、十三の発展につながっていくと考える。
* 地域の方からの意見にもあったように、動線・トイレ・駐輪施設の整備は欠かせない。
* 中津側への航路があってもよいと考える。

（淀川区長）

* 令和４年１月に実施のマーケットサウンディングの時に、事業者から堤防裏のり面及び多目的空間（河川空間）のインフラ整備は行政でできないかという提案があった。回答としては、物の責任の観点や、工事も事業者でやってもらう方が安価で早くできるという観点から、インフラ整備は事業者でやっていただく。淀川区役所としては、インフラ整備の費用の代わりに、令和５年度の河川占用料を大阪市で代わりに負担することで、事業者が参入しやすい条件を設ける予定である。

（淀川区役所政策企画課）

* 駐車場の整備については、淀川河川公園管理センターからの意見をもって回答ということでよいか。

（淀川区十三地域活動協議会）

* 駐車場のある淀川河川敷西中島エリアから本件エリアまで、河川区域内で簡易に移動できる手段が現実的にあるのかどうか疑問である。

（淀川区役所政策企画課）

* 夜間の安全の問題やトイレの整備の件は、事業者が決まり次第細かい条件を整えていく。
* 中津側とのアクセスについても今後考えていきたい。
* 公園区域の占用については、公園区域を二重に占用することはできないため、大阪市は占用はしない。もし事業者が公園区域を使用したいという場合には、事業者が公園管理者に対して都市公園法に基づく占用許可申請を行うことになる。

（淀川河川事務所）

* 河川敷に住んでいる人がいる件については、人権の問題もあり難しいが、淀川河川事務所としても大阪市の関係部局と連携し、個別に対応を進めているところである。

（淀川区役所政策企画課）

・　今後のスケジュールの説明

1. 閉会